

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2020年9月28日
【事業年度】	第27期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社ホープ
【英訳名】	HOPE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 時津 孝康
【本店の所在の場所】	福岡市中央区薬院一丁目14番5号 MG薬院ビル
【電話番号】	092-716-1404（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大島 研介
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区薬院一丁目14番5号 MG薬院ビル
【電話番号】	092-716-1404（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大島 研介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月
売上高 (千円)	1,592,336	1,774,883	2,269,467	3,862,460	14,407,904
経常利益又は経常損失() (千円)	146,730	34,626	114,043	95,336	1,012,424
当期純利益又は当期純損失() (千円)	92,370	17,949	128,457	75,576	665,005
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	245,639	246,945	246,945	246,945	315,149
発行済株式総数 (株)	1,390,200	1,394,200	1,394,200	1,394,200	6,002,800
純資産額 (千円)	549,456	571,789	445,966	527,679	1,259,820
総資産額 (千円)	1,593,714	1,681,038	1,954,244	2,743,990	6,519,583
1株当たり純資産額 (円)	114.83	102.47	79.31	92.92	208.57
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	15.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	19.31	3.22	23.04	13.55	117.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	18.78	3.14	-	13.35	109.33
自己資本比率 (%)	34.5	34.0	22.6	18.9	19.1
自己資本利益率 (%)	23.9	3.2	25.4	15.7	75.4
株価収益率 (倍)	27.9	116.3	14.1	32.3	30.5
配当性向 (%)	-	-	-	-	12.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	36,442	76,995	72,144	257,706	118,996
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,048	94,064	24,620	33,904	211,143
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	211,156	11,451	171,322	343,293	1,136,237
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	540,031	357,519	432,077	483,759	1,289,856
従業員数 (人)	79	116	169	162	146
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(15)	(17)	(18)	(18)
株主総利回り (%)	-	69.5	60.1	81.3	667.7
(比較指標：TOPIX) (%)	(-)	(129.4)	(138.9)	(124.5)	(125.1)
最高株価 (円)	3,320	2,720	1,900	2,095	3,945 (14,340)
最低株価 (円)	1,950	1,367	1,041	880	1,270 (1,720)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 第27期の1株当たり配当額は、創業15周年記念配当15円であります。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、第23期及び第25期から第27期は関連会社を有していないため記載しておりません。第24期は持分法を適用した場合の損益が発生しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第25期は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 株主総利回りについては、当社は2016年6月15日付をもって東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q - B o a r d市場に株式を上場いたしましたので、第23期の末日の株価を基準に算定しております。また、第23期は記載しておりません。
7. 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 最高株価及び最低株価については、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
9. 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第27期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

当社の代表取締役社長兼CEOである時津孝康は、大学在学中の2005年初頭、地方公共団体等の行政機関（以下「自治体」という。）の有する資産の中に事業として活用可能な未利用資源（遊休スペース）が存在することに気づき、休眠状態にあった有限会社時津建設（1993年10月設立、資本金3,000千円、本店福岡県朝倉郡夜須町（現筑前町））を引き継ぎ、同年2月に商号を有限会社ホープ・キャピタルに変更のうえ、代表取締役社長に就任いたしました。

以降、現在までの主な変遷は次のとおりであります。

年月	概要
2005年2月	福岡県朝倉郡夜須町（現筑前町）にて有限会社ホープ・キャピタルとして事業を開始
2006年6月	自治体が保有する遊休資産・未利用スペースの広告事業化を行う「SR（SMART RESOURCE）サービス（旧DSサービス）」を開始
2007年5月	有限会社を改組し、商号を株式会社ホープ・キャピタル（資本金3,000千円）に変更
2009年4月	商号を株式会社ホープに変更
2009年5月	規模拡大に伴い本社を福岡市中央区天神に移転
2011年11月	規模拡大に伴い本社を福岡市中央区薬院に移転
2012年8月	一般財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマークの認証を取得
2013年3月	情報セキュリティマネジメントシステムのISMS（ISO 27001：2013）の認証を取得
2013年9月	自治体情報誌の制作無償請負を行う「マチレット（旧メディアクリエイションサービス）」を開始
2014年5月	決算期を9月から6月に変更
2014年7月	広報紙等自治体情報配信アプリ「マチイロ」を正式にリリース
2014年8月	自治体向け営業活動の支援・代行等を行う「BPO支援サービス」を開始
2016年6月	東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q-Board市場に新規上場
2016年9月	自治体広告やエリア限定広告に特化したマーケットプレイスサービス「LAMP」を開始
2017年1月	自治体の課題に対してソリューション提供を行う「ビジネスプロセスコンサルティングサービス）」を開始
2017年3月	Trim株式会社と育児・ヘルスケア分野における包括的業務提携
2018年3月	小売電気事業者登録を完了し、自治体の経費削減を支援する電力小売サービス「GENEWAT」を開始
2018年7月	「BPO支援サービス」及び「ビジネスプロセスコンサルティングサービス」を集約した「BtoGマーケティング」を開始
2020年5月	自治体と民間企業をつなぐことに特化した情報流通プラットフォーム「ジチタイワークスHA×SH」をリリース

3【事業の内容】

当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、「財政難に苦しむ地方自治体向けに新たな自主財源確保を」を合言葉にサービスの提供を行っております。なお、当社は「広告事業」、「エネルギー事業」、「メディア事業」の3区分を報告セグメントとしておりましたが、経営管理区分を一部見直したことにより、第1四半期会計期間より「メディア事業」に含めていた一部サービスを、報告セグメントに含まれない「その他」に変更しております。

なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

各セグメントの事業内容は次のとおりであります。

(1) 広告事業

広告事業では、主に次のサービスを行っております。

SR (SMART RESOURCE) サービス

SRサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の遊休スペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものと言われております。2004年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、2005年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました(注)。しかしながら、従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もございました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

(注) 「自治体の収入増加に関する調査研究」(2010年3月 財団法人地方自治研究機構)による。

SC (SMART CREATION) サービス

SCサービスでは主に、当社と自治体との協働発行という形で、各種分野に特化した住民向け情報冊子について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子を自治体に寄贈するサービスを行っており、当該情報冊子を「マチレット」と総称しております。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となる他、デザイン性の高い情報冊子の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱分野は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子」、空き家対策に関する情報を集約した「空き家対策冊子」、婚姻届の書き方に関する情報を集約した「婚姻届冊子」、高齢者の終活をサポートする情報を集約した「エンディングノート」、介護に関する情報を集約した「介護保険冊子」となっており、時流・社会的課題や行政施策を背景に分野を特定し、自治体との協働発行に繋げております。

(2) エネルギー事業

エネルギー事業は、「電気もジェネリック」という新たな価値の提案により、自治体の経費削減を支援していきたいという思いのもと、電力小売サービスであるGENEWAT（ジェネワット）を行っております。

当社は、2018年3月に小売電気事業者登録を行い、電力販売事業に本格参入いたしました。GENEWATにおいては、自治体等の電力需要家に対して電力切替の提案を行い、従前の電気料金よりも低い価格で同品質の電気を供給することを指針としております。

(3) メディア事業

メディア事業では、主に当社が今まで広告事業で培った自治体とのリレーションを活用し、次のサービスを行っております。

BtoGマーケティング

BtoGマーケティングは、自治体と民間企業のニーズを繋ぐサービスであり、民間企業における自治体をターゲットにした商品やサービスについて、当社の持つ自治体ネットワークや取引ノウハウを活用し、販売促進に向けたマーケティング支援を行い、これを通じて自治体の各種課題解消に繋げております。

ジチタイワークス

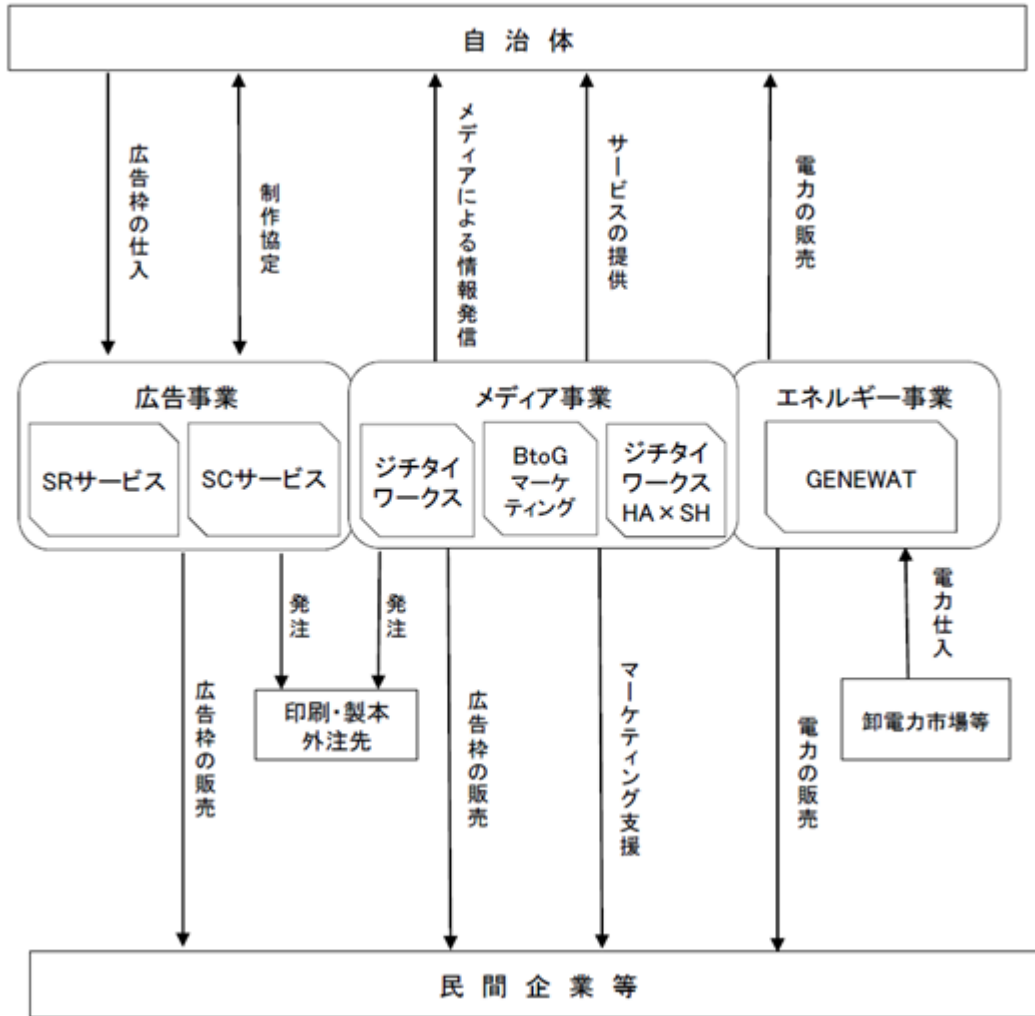
ジチタイワークスは、当社が全国の市町村及び47都道府県の自治体に対して無償で発行している行政マガジンであり、自治体業務の現場で活用できる事例や、地域をあげて取り組んだ事業まで、様々な事例におけるノウハウを提供することで自治体運営における業務改善に繋げることを目的としております。また、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対しては、誌面への広告掲載によって、ターゲットを限定することでリーチ力の高い広告宣伝活動をサポートしております。

ジチタイワークス HA×SH

ジチタイワークス HA×SHは、当社が株式会社エルテスと業務提携し運営している、自治体と民間企業の情報流通プラットフォームであり、インターネットによる横断的な情報流通の場の構築・提供、さらには活用促進を目的として、当事業年度よりサービスを開始いたしました。自治体は抱えている課題に合わせ民間企業の有益なサービスを検索・閲覧することで、能動的かつ効率的な情報収集が可能となり、自治体職員の生産性が向上することで行政サービスの推進に繋がります。また、民間企業は自社が提供する自治体向けサービスの情報を掲載することで、物理的な訪問の困難さや提案の非効率性にとらわれることなく、より多くの自治体へ周知することが可能となります。

[事業系統図]

事業系統図は、以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
146 (18)	30.2	3.7	4,357

セグメントの名称	従業員数(人)
広告	104 (10)
エネルギー	12 (3)
メディア	8 (2)
報告セグメント計	124 (15)
その他	1 (0)
全社(共通)	21 (3)
合計	146 (18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、()書きは外書きで臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、派遣社員)は年間の平均雇用者数(1日8時間換算)を記載しております。なお、当社から社外への出向者、社外から当社への受入出向者はありません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. その他として記載されている従業員数は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである「その他」に所属しているものであります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」ことを企業理念に掲げ、自治体の自主財源確保を支援する3つの事業を展開しております。具体的には、広告事業においては、自治体が有するホームページや広報紙等の広告枠を仕入れ、民間企業に販売するSRサービス、及び自治体が住民向けに発行する子育て情報冊子や空き家対策冊子等のデザイン・制作業務を当社が行い、自治体に寄贈するマチレットを主としたSCサービスの提供、前事業年度より本格参入したエネルギー事業においては、自治体の経費削減を推進しております。また、メディア事業においては、自治体との取引実績・ノウハウを背景とし、自治体と民間企業を繋ぐBtoGマーケティング、及び自治体の業務改善と民間企業のマーケティングをサポートするジチタイワークスを展開してまいりました。今後も、既存サービスの逐次改善と新規サービス・事業の開発により、自治体を通じた世の中への新たな価値提供を実現し、企業価値並びに株主価値の向上を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、売上高成長率を重要な経営指標として定めるとともに、売上高の成長に伴い、売上高営業利益率の中長期的な向上を目標に経営を行っております。また、生産性を図る指標として、従業員一人当たりの売上総利益についても経営指標としております。

(3) 中期的な会社の経営戦略

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う社会経済活動の停滞による影響で、依然として先行き不透明な状態が続くことが懸念されます。当社においては、テレワークの導入や、社内における感染症対策を徹底し、従業員の安全確保及び事業への影響抑止に務めております。当事業年度の業績に与える影響は軽微であり、現時点において、今後の事業継続に支障は生じないものと見込んでおります。

このような状況下において、当社が企業理念を体現し、さらなる企業価値の向上を実現するためには、当社の強みである、創業以来、自治体を軸とした事業活動を通じて築き上げてきた「自治体リレーション」を中核に、法制度の制定・改正等を適確に捉えた「様々な分野における事業化再現性」と、自治体という事業ドメインに基づく「ビジネスの拡大展開における再現性」を發揮した既存事業の成長及び新規事業の創出が重要であると考えております。これらを推進することは、各自治体が「特徴を活かした自律的で持続的な社会」を築く支援につながり、ひいては企業理念の実現および企業価値の向上につながるものと考えております。

そこで、当社は今回新たに、2023年6月期を最終年度とする中期経営計画「HOPE NEXT 3」を策定し、2020年8月11日に発表いたしました。同中期経営計画では、広告事業における収益性改善・向上、エネルギー事業のさらなる成長と利益確保、メディア事業における自治体情報に関する最上流の立ち位置の確立を重点方針として、事業展開を推進し中長期的な成長を実現するほか、世の中へのさらなる価値提供を行っていくために、新たな事業の開発へ経営資源を投下していく予定です。具体的な定量目標は、同中期経営計画をご確認ください。なお、各事業における中期的な取り組みは次のとおりです。

広告事業では、現在規模適正化による収益性改善施策として、受注する媒体数を減らし、同時に1媒体当たりの収益性の改善により利益を創出する施策を推し進めており、これを継続するとともに、毎年第4四半期(4~6月)に業績が偏重する傾向(年間を通じた事業活動の偏り)を中期的に緩和し、事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上による収益力強化を図ってまいります。

エネルギー事業では、入札を軸とした既存の成長戦略の継続によるオーガニックな成長により、短中期的な高成長を実現するとともに、子会社の設立を行い親子間でのクリーンエネルギーへの役割分担を明確にすることでクリーンエネルギー対応コストの合理化を進めるとともに、再生可能エネルギー由来の電力の自治体への展開を強化し、ひいては日本全国の自治体へクリーンエネルギーの需要喚起を推進することで、中長期的な付加価値創出を図ってまいります。

メディア事業では、自治体情報を最上流でキャッチできるポジションの確立を目指し、コンテンツ拡充と情報キャッチアップ力の向上により「ジチタイワークス」ブランドの価値を確固たるものにしてまいります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社の中長期的な経営戦略については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 中長期的な会社の経営戦略」に記載したとおりであり、これらを実現させるためには、以下の課題への対処が必要であると考えております。

(優先的に対処すべき課題)

メディア事業におけるサービスの付加価値の向上

当社は、メディア事業を自治体に関する「情報の最上流」と位置付け、自治体と民間との間に存在する「情報の非対称性」の解消を牽引するメディアの制作及びサービスの提供を目指しております。そのためには、ジチタイワークスのブランド価値を高め、自治体と民間を繋ぐメディアとしての地位を確立させることが課題であると認識しております。

これを実現するための施策として、さらなるコンテンツ制作体制、サービス運営体制を充実させるとともに、官民協働を支援するweb上のプラットフォームである「ジチタイワークスHA×SH」の運営推進等多面的な展開を進めてまいります。

新規事業・サービスへの挑戦

当社の行う事業は行政政策や社会的な課題の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。その中で当社が継続して独自の成長を果すためには、自治体に特化したサービスを提供するリーディングカンパニーとして、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

優秀な人材の確保及び育成

今後、当社が持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでまいります。

(その他対処すべき課題)

広告事業の収益性改善・向上

当社は広告事業を「利益創出事業」と位置付け、より安定した収益事業への転換に向けて、事業規模の適正化に加えて、その収益性を改善・向上することが重要であると考えております。

これを実現するための施策として、SRサービスにおいては、中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検証とより一層のノウハウの蓄積と業務実態への反映といったPDCAサイクルの運用を行っております。また、SCサービスにおけるマチュレットの一件当たりの収益性を向上させるため、冊子の発行が第4 四半期に集中し、販売および制作活動が偏重する傾向を中期的に緩和することで、当該サービスだけでなく事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上に繋げることが課題であると考えております。

エネルギー事業における収益規模の拡大及び利益確保

当社は、エネルギー事業を当面の「成長エンジン」と位置付け、取引規模の拡大と同時に収益性の安定化を目指しております。そのためには、短中期的には、電力仕入価格の予測の精緻化と、電力市場価格の変動にも対応できるようリスクヘッジプランの実行が重要課題であると考えております。中長期的には、SDGsの目標の一つであるクリーンエネルギーの普及促進という国策を背景に、子会社を設立し、親子間でクリーンエネルギーへの役割分担明確化を行いながら、再生可能エネルギー由来の電力を自治体へ展開することで、さらなる付加価値の創出を行っていくことが重要であると考えております。

経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。現状、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりますが、安定したサービスを世の中に提供し、企業価値を継続的に向上させるとともに、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

資金繰りの改善及び財務体質の強化

当社は、エネルギー事業の拡大により当事業年度より増加している運転資金の確保や、当座の資金需要として生じている営業保証金の差し入れによる支出に対応すべく、エクイティ・ファイナンスとデット・ファイナンスをバランスよく組み合わせながら、これらの資金需要に対する手当てを実施していくことが重要であると考えております。

資金調達手段については、現在も取引金融機関からの当座貸越契約を含む借入金で対応しているものの、エクイティ・ファイナンスを組み合わせることで、事業成長に伴い上昇している財務レバレッジを適切な水準で維持することにより、成長資金を確保するとともに、財務体質の強化に努めてまいります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度においては、665,005千円の当期純利益を計上したものの、エネルギー事業の拡大による運転資金の増加や、同事業の営業保証金の支払いが生じたことに伴い、営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。しかしながら、前事業年度及び当事業年度は当期純利益を計上しており、金融機関の支援が得られていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

新型コロナウイルスの事業への影響

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う社会経済活動の停滞による影響で、依然として先行き不透明な状態が続くことが懸念されます。当社においては、テレワークの導入や、社内における感染症対策を徹底し、従業員の安全確保及び事業への影響抑止に努めており、今後の事業継続において、支障は生じないものと見込んでおります。業績に大きな影響を与えうるものとしては、電力市場価格の変動性が高いことによる売上原価の変動性がありますが、現在は新型コロナウイルスの影響を受けた社会経済活動の停滞による電力需要の減少により、市場調達価格の推移が例年より低下しているものの、その状況がいつまで続くか不透明な状況であることから、市場調達価格が上昇した場合におけるリスクヘッジを行う等、適宜対策を行ってまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に由来するリスク

広告事業

イ．競合について

現在、契約する自治体数、取り扱う媒体数の観点から、当社と同規模以上にSRサービスについての事業展開をしている企業は存在しないものと認識しております。SCサービスにおけるマチレットについては、複数の競合企業を認識しておりますが、コンテンツの拡充による媒体価値の向上に努めることで、優位性を強固なものにしてまいります。

一方で、大手企業の新規参入や地域ごとの同業者における事業規模拡大等により、マーケット・シェアの獲得競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ロ．入札（商品仕入）に係るリスクについて

当社の行うSRサービスにおいて販売する広告枠の大部分は、自治体における入札により仕入れております。当社は適正な媒体価値の把握とノウハウ・営業力により、適切な応札価格（入札に応じる金額）で商品仕入を行うよう最善の努力を行っております。

しかしながら、媒体価値の見誤り、他社の応札金額の保守的な見積り等による高い金額での落札により、売上原価が上昇するリスクがあります。また、他社による高い金額の応札、自治体による最低落札価格の引上げ等外部環境の変化により、十分に商品仕入を行えなくなるリスクがあります。これにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ハ．商品特性に固有のリスク（在庫リスク）について

当社の行うSRサービスにおいて販売する広告枠の大部分は、暦年度（4月から翌年3月）を一括の期間とし、12か月分を自治体から在庫リスクを負担する形で仕入れており、これを一定の単位に区切って広告主に販売しております。そのため、販売実績が計画から大幅に乖離した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

エネルギー事業

イ．競合について

エネルギー事業においては、大手電力会社及び、電力小売全面自由化に伴い新たに事業参入した小売電気事業者といった競合企業が多数存在しております。当社は、広告事業において培った自治体入札ノウハウを活用するとともに、電力仕入価格の予測を元にした適正な販売価格の設定を行うことで、さらなる取引規模拡大に努めてまいります。大手企業の新規参入や地域ごとの同業者における事業規模拡大等により、マーケット・シェアの獲得競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ロ．入札（電力販売）に係るリスクについて

当社の行うGENEWATにおいて、自治体庁舎への電力販売については、主に自治体における競争入札制度により電力供給の契約権利を獲得しております。当社は精緻な電力仕入価格の予測と、その予測に応じた適正な販売価格の設定により、契約権利の落札に努めております。

しかしながら、他社の応札金額の見誤り、競争激化による販売価格の著しい低下、及び入札制度に予期せぬ変更が生じた場合には、十分な電力販売が行えず、売上高の減少に繋がり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

八．経済動向及び気象の影響について

電力販売市場は、取引電力量が景気動向及び猛暑や極寒などの気象によって左右される可能性があります。また、電力仕入価格、燃料価格の高騰や、需給バランスの観点から電力の卸市場における価格変動リスクにさらされております。これらにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

メディア事業

イ．競合について

現在、国内でBtoGマーケティング、ジチネットワークスと類似する事業を展開する競合企業が複数存在しております。当社は、これらサービスの内容拡充、web・アプリを活用した多面的な展開によって付加価値の向上に努めてまいりますが、競合企業の動向によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 共通的なリスク

優秀な人材の育成について

当社は、優秀な人材の育成によって持続的な成長を実現するために、引き続き従業員の育成制度の拡充と強化を図っていく方針であり、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでまいりますが、計画と大幅に乖離した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

わが国の人口動態に係るリスクについて

自治体における持続性のある自治体運営と行政サービス提供の担保には、各自治体における人口が密接に関連しております。しかしながら、わが国の合計特殊出生率は、1960年代後半以降減少傾向にあり、極めて低い水準にあります。

今後、人口の減少に伴い、税収や行政需要が減少することになれば、当社が取扱うサービスの需要が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

事業の成長性について

当社の行う広告事業は、SRサービスについてはスタートして15年が経過し、現在はSCサービスも加えて安定した収益事業化を目指す段階に到達しております。エネルギー事業については、開始間もない事業であり、まだまだ獲得可能な案件が多数市場に存在しているものと見込んでいるため、当面の成長性は確保できるものと考えております。メディア事業におけるジチネットワークスは、2017年12月に創刊したメディアであり、国策や時流に応じて取り扱うテーマが多岐に渡り変化することから、今後もコンテンツの拡充や、ニーズに応えたメディアの制作によって、配布先自治体、顧客企業からの継続的な需要が見込めます。

しかしながら、事業計画の立案や実施に何らかの支障が生じ、これらが実現できない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節変動による影響について

当社の四半期における業績は、第4四半期において、売上高及び営業利益が偏重する傾向にあります。

これは、広告事業のマチレットにおける子育て情報冊子等の発行が4月から6月に集中する傾向にあるためであります。また、エネルギー事業においては、新たに契約した自治体への電力供給開始が4月に集中する影響で、前事業年度同様に第4四半期に偏重しております。

当社は、マチレットにおける当該季節的要因を踏まえた受注計画及び制作計画を策定し、発行の増加が見込まれる時期の売上の確保に努めるほか、財務基盤を踏まえたエネルギー事業の受注計画を実行・推進しておりますが、何らかの事情によりこれらを計画どおりに行えなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	第27期事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高（千円）	1,897,977	2,934,239	3,249,852	6,325,835	14,407,904
構成比（％）	13.2	20.4	22.5	43.9	100.0
営業利益又は営業損失（ ）（千円）	56,529	16,223	122,978	937,910	1,020,582
構成比（％）	-	-	-	-	-

（注）営業利益の構成比については、各四半期の営業利益金額に正負の数値が混在するため記載しておりません。

風評の影響について

当社が取扱うサービスにおいて、全国の自治体との取引が多く存在しております。そのため、何らかのリスクが顕在化し、風評の影響等により自治体との取引を制限された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定経営者への依存について

当社代表取締役社長である時津孝康は当社の経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。

当社では、同氏に過度に依存しないための組織体制として、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間は同氏への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状況において、同氏の事業への関与が困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員数147名（臨時雇用者を除く）の人員数で事業を展開しており、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制を整備しております。万一、業容拡大等に応じた人員の確保・育成が順調に進まず、役職員による業務執行に影響が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権行使の影響について

当社は、当社役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末現在これらの新株予約権による潜在株式数は536,800株であり、潜在株式数を含む発行済株式総数6,539,600株の8.2%に相当しております。

利益還元について

当社は将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保を行うため、また迅速な経営に備えるため、内部留保の充実が重要であると認識しており、設立以来、無配としておりました。しかし、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題であると認識しており、当期の期末配当においては、2020年2月6日で創業15周年を迎えたことを記念した1株当たり15円の創業15周年記念配当を実施しております。今後も、每期確実に利益を計上することを目指して財務体質の強化を図り、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施する方針であります。

ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

継続企業の前提に関する事象等

当社は、前事業年度においてエネルギー事業における営業保証金の支払いが生じたことに伴い、営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、過年度より営業キャッシュ・フローのマイナスが連続したことから継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しておりました。当事業年度においても、営業キャッシュ・フローのマイナスは生じており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しておりますが、当事業年度においては、当期純利益665,005千円を計上し、また、金融機関の支援も得られており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

新型コロナウイルスの事業への影響

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う社会経済活動の停滞による影響で、依然として先行き不透明な状態が続くことが懸念されます。当社においては、テレワークの導入や、社内における感染症対策を徹底し、従業員の安全確保及び事業への影響抑止に務めております。当事業年度の業績に与える影響は軽微であり、現時点において、今後の事業継続に支障は生じないものと見込んでおります。

(3) 法的規制に関するリスク

事業に関する法的規制について

当社が行う事業では、主に以下に掲げる法律等の規制を受けております。

a. 不当景品類及び不当表示防止法

- ・商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止が求められております。

b. 電気事業法

- ・電気の利用者の利益の保護、かつ電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全確保及び環境の保全が求められております。

当社は、上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、法律に抵触する事項があった場合には、行政処分の対象となることもあり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏洩リスクについて

当社は、顧客の個人情報を取り扱っており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者に該当いたします。個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護基本規程の整備・運用等厳重な対策を講じています。また、個人情報の適切な保護措置を講ずる体制の構築・維持の一環として、I S M S (I S O 27001 : 2013) の認定を受け、個人情報の適切な取扱いに努めております。

しかしながら、万一個人情報が外部に流出した場合には、当社の社会的信用が毀損され企業イメージの低下を招くなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、損害賠償請求等、不測の損害が生じる可能性もあります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による社会経済活動の停滞を起因として、急速な悪化が続きました。また、海外経済においても、同様の理由により、世界的な経済活動の停滞への懸念が広がり、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような環境の中で、当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」という企業理念のもと、2017年6月期以降を「第二創業期」と捉え、継続的な企業価値の向上を実現すべく、様々な施策を行っております。具体的には、広告事業を「利益創出事業」と位置付け、収益性の向上を主眼に置き、それに伴う組織体制の見直しや規模適正化及び業務効率化への取り組みを実行しております。メディア事業におきましては、「情報の最上流」という立ち位置の確立を目指して、行政マガジン「ジチネットワークス」を主軸とした多面的展開の促進による高付加価値なサービスの拡大を、エネルギー事業におきましては、当社の「成長エンジン」としてさらなる規模拡大と収益性の安定化を推進しております。

以上の結果、当社の当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(財政状態)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ3,775,593千円増加し、6,519,583千円となりました。

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べて3,043,451千円増加し、5,259,762千円となりました。

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べて732,141千円増加し、1,259,820千円となりました。

詳細については、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 ロ．財政状態の分析」をご参照ください。

(経営成績)

売上高は14,407,904千円（前期比273.0%増）、営業利益は1,020,582千円（同1,072.7%増）、経常利益は1,012,424千円（同961.9%増）、当期純利益は665,005千円（同779.9%増）となりました。

詳細については、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 イ．経営成績の分析・評価」をご参照ください。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社は「広告事業」、「エネルギー事業」、「メディア事業」の3区分を報告セグメントとしておりましたが、経営管理区分を一部見直したことにより、第1四半期会計期間より「メディア事業」に含めていた一部サービスを、報告セグメントに含まれない「その他」に変更しております。

以下の前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

a. 広告事業

広告事業におきましては、自治体から様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するSR（SMART RESOURCE）サービス、また、主に自治体が住民向けに発行する冊子について、当社が広告枠を募集し、自治体には冊子を無料で協働発行するマチレットを提供しており、事業規模の適正化を推進してまいりました。

当事業年度においては、上記の事業規模の適正化に加えて、「(4) 経営環境及び対処すべき課題」に記載のとおり、広告事業の収益性改善・向上にも継続的に取り組んでまいりました。これにより、広告事業の売上高は前期比で減少しておりますが、セグメント利益については前期比で増加しており、一定の改善効果が出ているものと考えております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,987,449千円（前期比15.3%減）、セグメント利益は314,176千円（同10.7%増）となりました。

b. エネルギー事業

エネルギー事業におきましては、「電気もジェネリック」という新たな価値の提案により、自治体の経費削減を支援していきたいという思いのもと、電力販売事業である新サービス「GENEWAT（ジェネワット）」を推進し、順調に販売額を拡大しております。

当事業年度におきましては、販売規模の拡大に加えて、新型コロナウイルスの影響等を受けて電力需給バランスの崩れによる電力市場卸売価格の下落が続いたことで、売上原価が減少し、セグメント利益は前事業年度を大きく上回りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は12,277,425千円（前期比769.6%増）、セグメント利益は1,068,656千円（同1,035.8%増）となりました。

c. メディア事業

メディア事業におきましては、当社が今まで培った自治体とのリレーションを活用し、自治体と民間企業のニーズを繋ぐBtoGマーケティングの積極的な展開や、当社オリジナルのメディアとして、自治体職員の仕事に繋がるヒントやアイデア、事例などを紹介する冊子「ジチタイワークス」の発行を継続的に行っております。また、当事業年度より、自治体と民間企業をつなぐことに特化した情報流通プラットフォーム「ジチタイワークスHA×SH」をリリースいたしました。

当事業年度におきましては、ジチタイワークスの媒体価値向上に向けた誌面リニューアルを推進し、2020年6月に発行した誌面刷新号が売上を大きく牽引いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は133,707千円（前期比30.0%増）、セグメント利益は40,100千円（同263.5%増）となりました。

d. その他

その他には、主にマチイロ・マチカゴなど他の報告セグメントに含まれないサービスを含めております。

当事業年度における売上高は9,322千円（前期比2,308.8%増）、セグメント損失は11,643千円（前期はセグメント損失4,568千円）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、財務活動により1,136,237千円増加した一方で、営業活動及び投資活動によりそれぞれ118,996千円、211,143千円減少したため、前事業年度末に比べ806,097千円増加し、当事業年度末には、1,289,856千円となりました。

当事業年度中に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、118,996千円（前期は使用した資金257,706千円）となりました。これは主に、税引前当期純利益963,924千円の計上、排出クレジット償却額134,110千円の計上、投資有価証券評価損48,499千円の計上、たな卸資産の減少152,000千円、仕入債務の増加1,376,949千円、未払費用の増加95,140千円、未払消費税等の増加244,822千円があったものの、売上債権の増加2,552,025千円、前渡金の増加265,190千円、営業保証金の増加295,074千円、法人税等の支払額38,611千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、211,143千円（前期は使用した資金33,904千円）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出192,009千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、1,136,237千円（前期は得られた資金343,293千円）となりました。これは主に短期借入金の純増加233,000千円、長期借入れによる収入920,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出181,779千円があったことによるものであります。

また、資本の財源及び資金の流動性については次のとおりです。

a. 資金需要

当社の事業活動における運転資金需要の主なもの、仕入費用及び外注費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

b. 財務政策

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、主に内部資金又は借入により資金調達することとしております。このうち、借入による資金調達に関しましては、短期借入金又は長期借入金、当座貸越契約、社債で調達しております。当事業年度末における有利子負債の残高は、短期借入金、長期借入金及び社債の1,594,562千円となっております。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産実績を定義することが困難であるため、記載を省略しております。

b. 仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	前期比(%)
広告 (千円)	648,256	21.0
エネルギー (千円)	10,901,441	771.6
メディア (千円)	-	-
小計 (千円)	11,549,697	457.7
その他 (千円)	-	-
合計 (千円)	11,549,697	457.7

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 広告事業及びメディア事業に係る外注費については、記載を省略しております。
3. 「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおり、当事業年度において報告セグメントの変更を行っております。それに伴い、「前期比(%)」は変更後の報告セグメントに基づき算定しております。

c. 受注実績

当社は受注生産が僅少であるため、記載を省略しております。

d. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	前期比(%)
広告 (千円)	1,987,449	15.3
エネルギー (千円)	12,277,425	769.6
メディア (千円)	133,707	30.0
小計 (千円)	14,398,582	272.8
その他 (千円)	9,322	2,308.8
合計 (千円)	14,407,904	273.0

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 主要な販売先については、相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。
3. 「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおり、当事業年度において報告セグメントの変更を行っております。それに伴い、「前期比(%)」は変更後の報告セグメントに基づき算定しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されています。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりです。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項については合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っています。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち、重要なものは以下のとおりであります。

(たな卸資産)

当社のたな卸資産の評価については、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、簿価切下げの方法によりたな卸資産の評価損を計上しております。

将来の市場環境に重要な変動が生じた場合、たな卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ. 経営成績の分析・評価

広告事業におけるSRサービスの収益性改善、エネルギー事業における供給件数の順調な増加、メディア事業におけるジチワークス誌面リニューアルによる売上高増加により、売上高は14,407,904千円(前期比273.0%増)となり、売上総利益は2,261,511千円(同117.5%増)となりました。販売費及び一般管理費は1,240,929千円(同30.3%増)となりました。これは、主に事業拡大に伴う人件費等の増加によるものであります。結果として、営業利益は1,020,582千円(同1,072.7%増)となりました。

営業外損益(純額)は8,158千円の損失(前期は8,310千円の利益)となりました。これは、主に助成金収入が9,342千円減少、支払利息が6,232千円増加したことによるものであります。

以上の結果、経常利益は1,012,424千円(同961.9%増)となりました。

法人税等は、主に税引前当期純利益の計上等により、298,919千円(同1,603.1%増)となりました。

以上の結果、当期純利益は665,005千円(同779.9%増)となりました。これにより、1株当たり当期純利益は117.97円(同770.6%増)となりました。

ロ. 財政状態の分析

a. 資産

当事業年度末における総資産合計は6,519,583千円となり、前事業年度末に比べて3,775,593千円増加しました。流動資産は5,750,315千円となり、前事業年度末に比べて3,466,605千円増加しました。これは主として現金及び預金が806,098千円増加、売掛金が2,552,025千円増加したことによるものであります。固定資産は769,267千円となり、前事業年度末に比べて308,987千円増加しました。これは主としてソフトウェアが32,446千円増加、無形固定資産のその他が41,389千円増加、敷金及び保証金が291,949千円増加したことによるものであります。

b. 負債

当事業年度末における負債合計は5,259,762千円となり、前事業年度末に比べて3,043,451千円増加しました。流動負債は4,485,152千円となり、前事業年度末に比べて2,505,524千円増加しました。これは主として買掛金が1,376,949千円増加、1年内返済予定の長期借入金が300,294千円増加、未払法人税等が269,076千円増加したことによるものであります。固定負債は774,610千円となり、前事業年度末と比べて537,927千円増加しました。これは社債が100,000千円増加、長期借入金437,927千円増加したことによるものであります。

c. 純資産

当事業年度末における純資産合計は1,259,820千円となり、前事業年度末に比べて732,141千円増加しました。これは主として当期純利益計上により利益剰余金が665,005千円増加したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前事業年度の18.9%から19.1%となりました。

八．経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した経営課題への対応、及び内部管理体制の強化を通して、リスクの低減に努めてまいります。

二．経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、売上高成長率、売上高営業利益率及び従業員一人当たりの売上総利益を経営指標としております。

当事業年度の売上高成長率は273.0%（前事業年度は70.2%）、売上高営業利益率は7.1%（前事業年度は2.3%）、従業員一人当たりの売上総利益は13,412千円（前事業年度比132.0%増）となりました。主に広告事業における収益性の改善と、エネルギー事業の規模拡大により、各数値において前事業年度を上回る結果となりましたが、引き続きこれらの指標について、改善・向上されるよう取り組んでまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の内訳は、次のとおりであります。

(1) 広告事業

当事業年度において、営業支援システムの機能改善37,621千円の設備投資を実施しました。
また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) エネルギー事業

当事業年度において設備投資を実施しておりません。
また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) メディア事業

当事業年度において設備投資を実施しておりません。
また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) その他

当事業年度において設備投資を実施しておりません。
また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(5) 全社・消去

当事業年度において、18,470千円の設備投資を実施しました。主な内訳は、全社資産の工具、器具及び備品16,240千円、及び管理部門にて使用するソフトウェア2,230千円となっております。
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、福岡本社に主要な設備があり、その内容は以下のとおりであります。

2020年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (福岡市中央区)	-	全社共通の 業務施設	4,433	657	13,257	3,440	21,789	21(3)
本社 (福岡市中央区)	広告事業	ソフトウェア	-	-	-	33,811	33,811	104(10)
本社 (福岡市中央区)	エネルギー事業	ソフトウェア	-	-	-	-	-	12(3)
本社 (福岡市中央区)	メディア事業	ソフトウェア	-	-	-	-	-	8(2)
本社 (福岡市中央区)	その他	ソフトウェア	-	-	-	0	0	1(0)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社は建物の一部を賃借しております。年間賃借料は29,691千円であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 従業員数の()書きは外書きで臨時雇用者数であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

経常的な設備の更新のための新設及び除却等を除き、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,848,000
計	18,848,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年9月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,002,800	6,002,800	東京証券取引所 (マザーズ市場) 福岡証券取引所 (Q-Board市場)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	6,002,800	6,002,800	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションとしての新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権(2018年1月17日取締役会決議)

会社法に基づき、2018年1月17日開催の取締役会において、当社取締役に対して新株予約権を発行することを決議し、2018年1月31日開催の取締役会決議に基づき付与されたものであります。

決議年月日	2018年1月31日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3
新株予約権の数(個)	1,185(注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 474,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	330(注)4
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 330 資本組入額 165 (注)4,5
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」については、株式分割後の数値を記載しております。
2. 新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。
3. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式400株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額（ただし、上記4に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の条件に抵触せずに、2018年6月期から2023年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記7に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記8に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
10. 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権（2018年1月17日取締役会決議）

会社法に基づき、2018年1月17日開催の取締役会において、当社従業員に対して新株予約権を発行することを決議し、2018年1月31日開催の取締役会決議に基づき付与されたものであります。

決議年月日	2018年1月31日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員130
新株予約権の数（個）	314[308]（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 62,800[61,600]（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）3
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2024年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 313 資本組入額 157 （注）3, 4, 5
新株予約権の行使の条件	（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2020年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」については、株式分割後の数値を記載しております。

2. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価格（1 株当たり312円）と新株予約権行使時の払込金額（1 株当たり 1 円）を合算している。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使時に至るまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 7 に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記7に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社ホープ 第8回新株予約権（2020年8月11日取締役会決議）

会社法に基づき、2020年8月11日開催の取締役会において、当社従業員に対して新株予約権を発行することを決議し、2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき付与されたものであります。

決議年月日	2020年9月1日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員7
新株予約権の数（個）	600（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 60,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,076（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,955 資本組入額 2,478 （注）2、3
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

新株予約権付与時点（2020年9月1日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の2021年6月期から2023年6月期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成しない場合は、損益計算書とする。)における営業利益に新株予約権に関連する株式報酬費用の金額を加算した金額(以下、「基準営業利益」という。国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。以下同じ。)の水準が下記に掲げる各金額以上となった場合、当該各年度の有価証券報告書の提出日以降において行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ下記に定める割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合又は基準営業利益が以下に定める水準に満たない場合には行使できないものとする。

2021年6月期の基準営業利益が15億円以上の場合：割当個数の25%

2022年6月期の基準営業利益が20億円以上の場合：割当個数の50%

2023年6月期の基準営業利益が33億円以上の場合：割当個数の100%

(2) 新株予約権者は、上記(1)の条件に関わらず、2021年6月期の基準営業利益が20億円以上となった場合に、当該有価証券報告書の提出日以降全ての新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(6) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使時に至るまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
8. 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

株式会社ホープ 第7回新株予約権（2020年8月11日取締役会決議）

会社法に基づき、2020年8月11日開催の取締役会において、新株予約権を発行することを決議し、2020年9月2日付で付与されたものであります。

決議年月日	2020年8月11日取締役会決議
新株予約権の数（個）	4,000
発行価額	新株予約権1個当たり 1,352円 （総額5,408,000円）
本新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 400,000株（注）1
資金調達額	差引手取概算額 1,978,408,000円 （内訳） 払込金額の総額 1,987,408,000円 発行諸費用の概算額 9,000,000円 差引手取概算額 1,978,408,000円
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 4,955円（注）2 上限行使価額 なし 下限行使価額 2,973円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
募集又は割当方法（割当先）	みずほ証券株式会社に対する第三者割当方式
新株予約権の行使期間	自 2020年9月3日 至 2022年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）5
資金使途	エネルギー事業の運転資金 1,478,408千円 支出予定時期 2020年9月～2021年6月 エネルギー事業における差入保証金 500,000千円 支出予定時期 2020年9月～2022年3月
新株予約権の行使の条件	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7
その他	当社は、割当先との間で、新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、新株予約権に係る第三者割当て契約（以下「本割当契約」）を締結しております。本割当契約において、割当先は、当社が新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された60取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ新株予約権を行使できること、及び割当先は、新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができないこと等が定められています。

新株予約権付与時点（2020年9月2日）における内容を記載しております。

（注）1．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式400,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記(2)から(5)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3)当社が下記4の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4)本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記4第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記4第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初4,955円とする。但し、行使価額は下記3又は下記4に従い、修正又は調整される。

3. 行使価額の修正

下記8第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」という。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が2,973円（以下「下限行使価額」といい、下記4の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

4. 行使価額の調整

(1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{〔 \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} 〕 \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値（東証終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記3に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

7. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2022年9月2日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

8. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の行使期間中に下記11記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて下記12に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、下記11記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

9. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

10. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,352円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は上記2記載のとおりとし、行使価額は当初、4,955円とした。

11. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

12. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 福岡支店

13. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

14. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

15. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長兼CEOに一任する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年2月16日 (注)1	普通株式 388	普通株式 1,178 A種優先株式 157 B種優先株式 231	-	128,667	-	82,467
2016年2月16日 (注)2	A種優先株式 157 B種優先株式 231	普通株式 1,178	-	128,667	-	82,467
2016年3月3日 (注)3	普通株式 1,176,822	普通株式 1,178,000	-	128,667	-	82,467
2016年4月12日 (注)4	普通株式 56,000	普通株式 1,234,000	18,284	146,951	18,284	100,751
2016年6月14日 (注)5	普通株式 110,000	普通株式 1,344,000	70,840	217,791	70,840	171,591
2016年6月15日 (注)4	普通株式 6,000	普通株式 1,350,000	1,959	219,750	1,959	173,550
2016年6月28日 (注)6	普通株式 40,200	普通株式 1,390,200	25,888	245,639	25,888	199,439
2016年7月1日～ 2017年6月30日 (注)4	普通株式 4,000	普通株式 1,394,200	1,306	246,945	1,306	200,745
2020年1月1日 (注)7	普通株式 4,182,600	普通株式 5,576,800	-	246,945	-	200,745
2020年5月1日～ 2020年5月31日 (注)4	普通株式 426,000	普通株式 6,002,800	68,204	315,149	68,204	268,949

(注)1. 2016年2月16日付で取得条項付株式の取得事由が生じたため、A種優先株式157株及びB種優先株式231株を自己株式として同日付で取得し、対価として普通株式388株を交付したことによる増加であります。

2. 自己株式(種類株式)の消却による減少であります。

3. 普通株式1株につき1,000株の株式分割による増加であります。

4. ストック・オプションによる新株予約権の行使による増加であります。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,400円

引受価額 1,288円

資本組入額 644円

払込金総額 141,680千円

6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,288円

資本組入額 644円

割当先 みずほ証券株式会社

7. 普通株式1株につき4株の株式分割による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	24	17	22	2	1,958	2,028	-
所有株式数(単元)	-	3,009	4,145	13,914	4,668	5	34,268	60,009	1,900
所有株式数の割合(%)	-	5.01	6.90	23.18	7.77	0.00	57.10	100.00	-

(注) 1. 所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 自己株式24,960株は、「個人その他」に249単元、「単元未満株式の状況」に60株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社E.T.	福岡県福岡市中央区平尾浄水町4番7号	1,340,000	22.41
時津 孝康	福岡県福岡市中央区	1,293,000	21.62
久家 昌起	福岡県福岡市中央区	286,000	4.78
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	206,500	3.45
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	178,145	2.98
山口 貴弘	東京都新宿区	120,800	2.02
森 新平	福岡県福岡市中央区	119,000	1.99
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	110,600	1.85
中村 望	福岡県福岡市城南区	97,500	1.63
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	90,200	1.50
計	-	3,841,745	64.26

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、206,500株であります。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で日本カストディ銀行に商号変更しております。
4. 2016年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が2016年8月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	224,000	4.03

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 24,900	-	1「株式等の状況」(1) 「株式の総数等」 「発行済株式」に記載 のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,976,000	59,760	同上
単元未満株式	普通株式 1,900	-	1単元(100株)未満の 株式
発行済株式総数	6,002,800	-	-
総株主の議決権	-	59,760	-

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社の自己株式が60株含まれております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ホープ	福岡市中央区薬院一丁目 14番5号MG薬院ビル	24,900	-	24,900	0.41
計	-	24,900	-	24,900	0.41

(注)発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年5月21日)での決議状況 (取得期間 2020年5月22日~2020年6月19日)	上限 27,000	上限 70,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	24,000	69,938,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	3,000	61,100
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	11.11	0.09
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当該決議に基づく自己株式の取得は、2020年5月22日をもって終了しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	444	647
当期間における取得自己株式	21	75

(注) 1. 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、当事業年度における取得自己株式及び当期間における取得自己株式については、当該株式分割後の数値を記載しております。

2. 当期間における取得自己株式には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	24,960	-	24,981	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対する適切な利益配分を実施していくことを基本方針としておりますが、現在成長過程にあり、将来の事業拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、設立以来剰余金の配当を実施しておりませんでした。しかしながら、当期の期末配当につきましては、当社が2020年2月6日で創業15周年を迎えたことを記念し、設立後初めて剰余金の配当（記念配当）を実施することを決定いたしました。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針ですが、当面においては利益の大部分を留保し事業投資へ回すことによってさらなる企業成長を実現し株主価値を高める方が、株主の皆様へのより一層の利益還元を実現できるものと考えており、普通配当は実施しない方針であります。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び事業拡大のための投資等に充当していく予定であり、次期の配当につきましては、現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、取締役会の決議に基づき毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当期純利益を計上しているものの、内部留保の充実が必要であるものと判断し、普通配当につきましては無配とさせていただき一方で、上記のとおり、当社の創業15周年を記念した記念配当として期末配当金を1株当たり15円とすることを決議いたしました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当金
2020年9月25日定時株主総会	89,667千円	15円

（注）当事業年度に係る剰余金の配当15円は、創業15周年記念配当であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を増大させるためには、経営の効率性と健全性を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが最重要課題であるとの観点から、リスク管理、監督機能の強化に務め、経営の健全性・透明性を高めていく方針であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、定例取締役会を毎月1回の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定、月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。なお、取締役会には監査役3名（全員が社外監査役）が毎回出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

取締役会の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役社長	時津 孝康
取締役	森 新平
取締役	大島 研介
取締役（社外）	奥本 水穂
取締役（社外）	新井 悠介
常勤監査役（社外）	松山 孝明
監査役（社外）	河上 康洋
監査役（社外）	徳臣 啓至（職名：前田 啓至（司法書士））

b．監査役会

監査役会は監査役3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）で構成され、毎月1回開催する監査役会において会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

監査役の構成員は、常勤監査役を機関の長として、次のとおりであります。

常勤監査役（社外）	松山 孝明
監査役（社外）	河上 康洋
監査役（社外）	徳臣 啓至（職名：前田 啓至（司法書士））

c．経営会議

当社は、常勤の取締役、常勤監査役、執行役員及び各部署の部長等の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者で構成される経営会議を毎月1回開催し、取締役会付議事項の協議や各部門からの業務執行状況及び事業実績の報告、月次業績の予実分析と審議を行っております。なお、社外取締役及び非常勤監査役は任意でオブザーバーとして出席しております。

経営会議の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役社長	時津 孝康
取締役	森 新平
取締役	大島 研介
常勤監査役（社外）	松山 孝明
その他部長等	7名

d．内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室専任の1名を含む3名が当社各部門に対し業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、改善報告書を提出させることとしております。また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

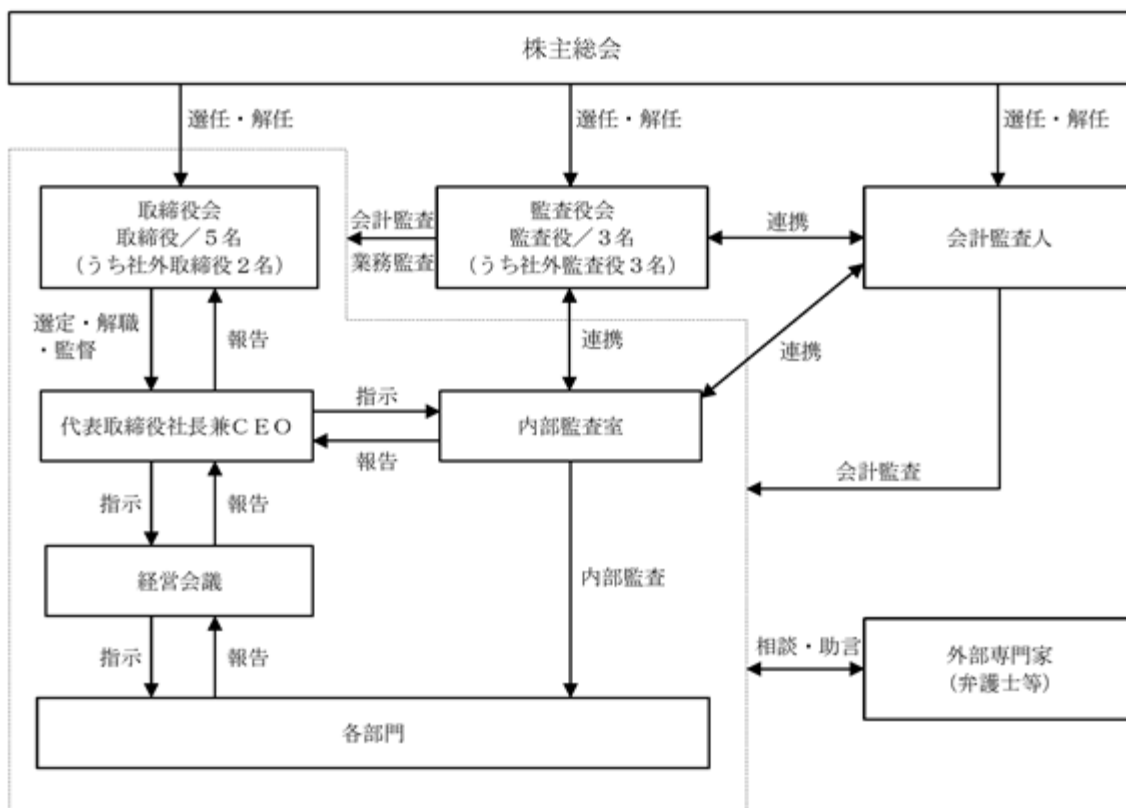
内部監査室の構成員は、次のとおりであります。

内部監査室長	久家 昌起
その他2名につきましては、	他部門との兼任のため、記載しておりません。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、会社法に定める株主総会、取締役会及び監査役会を設置し、経営に関する重要事項等の意思決定及び業務執行の監督をしております。また、内部監査担当を任命し、日常的な業務を監査しております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できると認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムにつきましては、2015年4月17日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。その他役員、従業員の職務執行に対し、監査役及び内部監査担当者がその職務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制として、経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制を適切に整備・運営し、社業の発展を図ることを目的とし、役職員のコンプライアンス体制の整備等のためにコンプライアンス統括役員及び部門責任者で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しており、原則年2回開催し当社のコンプライアンス推進について協議・検討することとしております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業遂行に伴う経営上のリスクを事前に回避することを目的として、危機管理規程を定め、迅速な対応及び管理が行えるようリスク管理体制を整備・運用しております。当社を取り巻く事業リスクについては、取締役会、経営会議等において適宜協議・検討するとともに、弁護士、公認会計士、社会保険労務士と顧問契約あるいは業務委託契約を締結して、適宜適切な助言と指導を受けられる体制を構築しております。また、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力による民事介入暴力等に対する対策を講じている他、公益通報者保護規程を定め、不正行為等に関する通報窓口を設けております。

八．責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、非業務執行取締役等という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

二．取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

へ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ト．中間配当に関する事項

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項に定める中間配当を、毎年12月31日を基準日として取締役会決議により可能とする旨を定款に定めております。

チ．自己株式の取得について

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名、女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長 CEO	時津 孝康	1981年1月22日生	2005年2月 (有)ホープ・キャピタル(現 当 社)代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役社長兼CEO (現任)	(注)3	1,293
取締役 COO	森 新平	1983年4月30日生	2008年4月 当社入社 2011年11月 当社取締役 2013年5月 当社セールスプロモーション部 長 2014年10月 当社メディアクリエイション部 長 2016年7月 当社人事部長兼経営企画部長 2017年6月 当社取締役COO(現任)	(注)3	119
取締役 CFO	大島 研介	1981年11月25日生	2011年10月 当社入社 2013年5月 当社管理(現 経営管理)部長 2013年12月 当社取締役 2017年6月 当社取締役CFO(現任)	(注)3	13
取締役	奥本 水穂	1974年7月7日生	1998年3月 (有)イクリス(現 (株)イクリ プス)設立 代表取締役 2016年3月 (株)イクリス 代表取締役会 長&CEO(現任) 2019年9月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	新井 悠介	1978年7月14日生	2001年4月 旭日電気工業(株) 入社 2002年2月 (株)カードコマースサービス (現 GMOペイメントゲートウェ イ(株)) 入社 2005年5月 イブシロン(株)(現 GMOイブシロ ン(株)) 取締役 2006年1月 イブシロン(株)(現 GMOイブシロ ン(株)) 代表取締役社長 2014年12月 GMOペイメントゲートウェイ (株) 取締役 2019年12月 (株)スケール 代表取締役社長 (現任) 2020年3月 (株)ギブリー 社外取締役(現 任) 2020年8月 (株)USA不動産投資 社外取締役 (現任) 2020年9月 当社取締役(現任)	(注)4	-
常勤監査役	松山 孝明	1951年1月12日生	1974年3月 (株)福岡相互銀行(現 (株)西日本 シティ銀行)入社 2001年6月 (株)九州リースサービス 常務取 締役営業本部長 2004年6月 NCBビジネスサービス(株) 取 締役総務部長 2006年6月 九州債権回収(株) 監査役 2014年12月 社会保険労務士登録(福岡県社 会保険労務士会) 2015年6月 (株)ベータソフト監査役 2017年3月 当社監査役(現任)	(注)5	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	河上 康洋	1976年5月13日生	2001年4月 ㈱ビエトロ入社 2007年1月 ㈱福岡リアルティ入社 2007年7月 河上康洋税理士事務所開設 所長(現任) 2011年4月 合同会社すいとろ福岡プロジェクト(現 合同会社河上中小企業診断士事務所)設立 代表社員(現任) 2011年11月 当社監査役(現任) 2020年7月 (一社)九州の食 監事(現任) 2020年8月 (一社)福岡県中小企業診断士協会(現任)	(注)5	3
監査役	徳臣 啓至 (職名:前田 啓至(司法書士))	1979年12月2日生	2002年4月 ㈱武富士入社 2009年11月 添田司法書士事務所入所 2014年1月 前田司法書士事務所(現 大手門司法書士事務所)開設 所長(現任) 2015年9月 当社監査役(現任)	(注)5	5
計					1,434

- (注) 1. 取締役奥本水穂及び新井悠介は、社外取締役であります。
2. 監査役松山孝明、河上康洋及び徳臣啓至は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年9月26日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役の任期は、2020年9月25日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2019年9月26日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 所有する当社株式の数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。

社外役員の状況

イ. 社外取締役

当社の取締役5名のうち、奥本水穂及び新井悠介の2名は社外取締役であります。

なお、当社と社外取締役奥本水穂及び新井悠介の間には、人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。なお、社外取締役の当社株式の保有状況は、「(2) 役員の状況 役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。また、当社は社外取締役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

社外取締役の奥本水穂は、代表取締役会長&CEOを務める会社において、広告・デザイン・WEBサイトの制作サービス、幼児保育所運営などの保育事業の経営を通じ、幅広い知識と経験を有しており、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に貢献いただけるものと考え、社外取締役に選任しております。

社外取締役の新井悠介は、上場会社グループの経営者として幅広い経験と見識を有しており、また、現在当社は、自治体を軸とした多角的展開を目論む中、事業の収益性の維持・改善とさらなる向上が重要な課題となっており、同氏の見識はそれらをはじめとする経営基盤の強化に貢献いただけるものと考えて、社外取締役に選任しております。

ロ. 社外監査役

当社の監査役3名のうち、全員が社外監査役であります。

なお、当社と社外監査役松山孝明、河上康洋及び徳臣啓至の間には、人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。なお、社外監査役の当社株式の保有状況は、「(2) 役員の状況 役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。また、当社は社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

社外監査役の松山孝明は、監査役としての豊富な経験と、社会保険労務士としての知識を有しており、当社経営に対して適時適切なご意見やご指摘をいただけるものと期待し、社外監査役に選任しております。

社外監査役の河上康洋は、税理士としての豊富な経験と税務・会計の知識等に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、引続き当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の徳臣啓至は、司法書士であり会社法に関する豊富な知見を有しております。そのため、当社の監査体制の強化を担えるものと判断し、社外監査役として選任しております。

八．社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない人物を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部統制部門である経営管理部との間で情報交換を行うことで業務の効率性、有効性の向上に努めております。社外監査役3名は、内部監査室及び内部統制部門である経営管理部との間で情報交換を行うことで監査の効率性、有効性の向上に努めております。また、監査役会、内部監査室及び会計監査人は、原則四半期ごとに三者間での意見交換を行い、各監査間での監査計画・監査報告の報告、情報の共有など緊密な相互連携の強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役及び非常勤監査役2名で構成されており、3名とも社外監査役であります。毎月1回開催する定例監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しており、当事業年度における個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
監査役(社外)	松山 孝明	15回	15回
監査役(社外)	河上 康洋	15回	15回
監査役(社外)	徳臣 啓至	15回	15回

監査役は、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針及び監査計画の策定、会計監査人の四半期レビュー及び年度決算監査結果の相当性の検討、会計監査人の選解任の検討など、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。また、常勤監査役の活動としては、主に取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書等の決裁書類及び請求書を開覧し、適切な処理又は手続きが行われていることを確認しております。取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し取締役の職務執行を全般にわたって監視する他、会計監査人や内部監査室と連携し、経営に対する適切な監視を実施しております。

なお、社外監査役河上康洋は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室専任の1名を含む3名が当社各部門に対し業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、改善報告書を提出させることとしております。また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ．継続監査期間

7年間

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 西元 浩文

指定有限責任社員 業務執行社員 高尾 圭輔

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他7名

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定する際には、当該法人の実績、監査体制、独立性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案したうえで選定する方針としております。また、当社が有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、前述の事項を審議した結果、監査法人として独立性および専門性を有しており、当社の監査品質の確保が可能であると判断したためであります。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会社法等関連規定の遵守、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を考慮し、総合的に判断しております。

ト．監査報酬の内容等

ア．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
15,000	1,150	22,000	-

(注) 前事業年度における非監査業務の内容は、間接業務改善に関する助言指導であります。

イ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(ア．を除く)
該当事項はありません。

ロ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ハ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針は、監査報酬の見積り内容(監査業務に係る人数や日数等)を勘案し、監査役会と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

ニ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性について総合的に勘案し、適性と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬に関する方針を定めておりませんが、当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長時津孝康であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役会の協議で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2020年9月25日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）、監査役の報酬限度額は、2015年9月28日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。

当事業年度における当社の取締役の報酬等の決定過程における取締役会の活動としてましては、2019年9月26日の取締役会にて、上記株主総会決議の範囲内において、代表取締役社長に一任いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	91,639	46,039	-	45,600	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	3,600	3,600	-	-	-	3
社外監査役	5,400	5,400	-	-	-	3

- (注) 1. 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬等の総額は、記載を省略しております。
2. 上記には2019年9月26日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
3. 社外取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、主に株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有している投資株式を純投資目的としております。

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から、これを反映した保有の意義、経済合理性について、取締役会で定期的に検証を行い、保有継続の是非を判断しております。また、保有する意義が希薄化した株式は、適宜縮減していく方針です。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	5,000
非上場株式以外の株式	6	9,476

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	3	3,967	情報収集目的及び株主優待目的での新規取得による増加

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	3	431

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)スターフライヤー	600	600	(保有目的)株主優待目的 (定量的な保有効果)(注)2	無
	1,827	2,361		
(株)ユニテッドア ローズ	100	100	(保有目的)株主優待目的 (定量的な保有効果)(注)2	無
	182	336		
(株)プラス	7,600	7,600	(保有目的)営業上の取引関係構築目的 (定量的な保有効果)(注)2	無
	4,339	5,160		
(株)三越伊勢丹ホール ディングス	100	-	(保有目的)株主優待目的 (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)株主優待目的 での新規取得による追加	無
	61	-		
GMOペイメントゲー トウェイ(株)	100	-	(保有目的)情報収集目的 (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)情報収集目的 での新規取得による追加	無
	1,124	-		
日本航空(株)	1,000	-	(保有目的)株主優待目的 (定量的な保有効果)(注)2 (株式数が増加した理由)株主優待目的 での新規取得による追加	無
	1,942	-		

(注)1. 特定投資株式の(株)スターフライヤー、(株)ユニテッドアローズ、(株)三越伊勢丹ホールディングス、GMOペイメントゲートウェイ(株)及び日本航空(株)は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。保有6銘柄すべてにおいて記載しております。

2. 定量的な保有効果については記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたしません。当社は、特定投資株式について、取締役会にて保有の意義を検証しており、現状保有する特定投資株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年7月1日から2020年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できるよう体制整備に努めており、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	494,773	1,300,872
売掛金	1,077,420	3,629,445
商品及び製品	629,230	476,879
仕掛品	213	565
貯蔵品	188	187
前渡金	4,198	269,388
前払費用	9,222	15,830
その他	71,156	61,684
貸倒引当金	2,694	4,536
流動資産合計	2,283,709	5,750,315
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,771	9,895
減価償却累計額	5,219	5,462
建物(純額)	1,552	4,433
車両運搬具	1,737	1,737
減価償却累計額	751	1,079
車両運搬具(純額)	986	657
工具、器具及び備品	17,296	28,857
減価償却累計額	12,410	15,599
工具、器具及び備品(純額)	4,886	13,257
有形固定資産合計	7,424	18,349
無形固定資産		
ソフトウェア	4,805	37,251
ソフトウェア仮勘定	20,710	-
その他	2,356	43,745
無形固定資産合計	27,871	80,997
投資その他の資産		
投資有価証券	61,736	14,476
従業員に対する長期貸付金	378	-
破産更生債権等	13,885	8,063
繰延税金資産	14,707	15,334
敷金及び保証金	348,151	640,100
その他	9	9
貸倒引当金	13,885	8,063
投資その他の資産合計	424,983	669,921
固定資産合計	460,280	769,267
資産合計	2,743,990	6,519,583

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,370,493	2,747,442
短期借入金	200,000	433,000
1年内返済予定の長期借入金	86,658	386,952
未払金	39,765	46,155
未払費用	92,068	187,208
未払法人税等	34,539	303,616
前受金	71,255	61,538
預り金	11,797	4,503
賞与引当金	18,823	15,927
その他	54,227	298,808
流動負債合計	1,979,627	4,485,152
固定負債		
社債	-	100,000
長期借入金	236,683	674,610
固定負債合計	236,683	774,610
負債合計	2,216,310	5,259,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	246,945	315,149
資本剰余金		
資本準備金	200,745	268,949
資本剰余金合計	200,745	268,949
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	70,421	735,427
利益剰余金合計	70,421	735,427
自己株式	241	70,827
株主資本合計	517,871	1,248,698
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	290	1,889
評価・換算差額等合計	290	1,889
新株予約権	9,517	13,011
純資産合計	527,679	1,259,820
負債純資産合計	2,743,990	6,519,583

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上高	3,862,460	14,407,904
売上原価	2,822,717	12,146,393
売上総利益	1,039,742	2,261,511
販売費及び一般管理費	1,952,715	1,124,929
営業利益	87,026	1,020,582
営業外収益		
受取利息	10	10
受取配当金	18	111
違約金収入	3,983	3,341
助成金収入	11,880	2,537
その他	700	925
営業外収益合計	16,592	6,925
営業外費用		
支払利息	1,708	7,941
支払手数料	5,950	6,591
株式交付費	-	544
その他	622	6
営業外費用合計	8,281	15,084
経常利益	95,336	1,012,424
特別損失		
減損損失	2,208	-
投資有価証券評価損	-	48,499
特別損失合計	2,208	48,499
税引前当期純利益	93,127	963,924
法人税、住民税及び事業税	26,294	299,418
法人税等調整額	8,742	499
法人税等合計	17,551	298,919
当期純利益	75,576	665,005

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		86,290	17.8	77,499	17.4
外注費		387,465	80.0	354,550	79.7
経費		10,797	2.2	12,645	2.8
当期総制作費用		484,553	100.0	444,696	100.0
仕掛品期首たな卸高		258		213	
合計		484,812		444,909	
仕掛品期末たな卸高		213		565	
当期製品制作原価		484,599		444,344	
商品及び製品期首たな卸高		899,845		631,783	
当期商品仕入高		2,070,798		11,549,697	
合計		3,455,242		12,625,825	
商品及び製品期末たな卸高		631,783		477,579	
商品評価損		742		1,851	
売上原価		2,822,717		12,146,393	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	4,127	4,439
通信費	2,628	2,684
消耗品費	2,072	3,231
減価償却費	619	712

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	246,945	200,745	200,745	5,154	5,154	195	442,340
当期変動額							
当期純利益				75,576	75,576		75,576
自己株式の取得						45	45
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	75,576	75,576	45	75,530
当期末残高	246,945	200,745	200,745	70,421	70,421	241	517,871

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	87	87	3,713	445,966
当期変動額				
当期純利益				75,576
自己株式の取得				45
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	378	378	5,803	6,182
当期変動額合計	378	378	5,803	81,712
当期末残高	290	290	9,517	527,679

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	246,945	200,745	200,745	70,421	70,421	241	517,871
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	68,204	68,204	68,204				136,408
当期純利益				665,005	665,005		665,005
自己株式の取得						70,585	70,585
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	68,204	68,204	68,204	665,005	665,005	70,585	730,827
当期末残高	315,149	268,949	268,949	735,427	735,427	70,827	1,248,698

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	290	290	9,517	527,679
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				136,408
当期純利益				665,005
自己株式の取得				70,585
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,179	2,179	3,494	1,314
当期変動額合計	2,179	2,179	3,494	732,141
当期末残高	1,889	1,889	13,011	1,259,820

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	93,127	963,924
減価償却費	9,082	12,720
減損損失	2,208	-
排出クレジット償却額	2,693	134,110
投資有価証券売却及び評価増益(は益)	122	48,499
株式報酬費用	5,803	4,300
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,376	3,979
受取利息及び受取配当金	28	122
支払利息	1,708	7,941
売上債権の増減額(は増加)	686,512	2,552,025
たな卸資産の増減額(は増加)	267,334	152,000
前渡金の増減額(は増加)	3,334	265,190
営業保証金の増減額(は増加)	302,112	295,074
仕入債務の増減額(は減少)	355,021	1,376,949
未払費用の増減額(は減少)	15,871	95,140
前受金の増減額(は減少)	41,677	9,716
未払消費税等の増減額(は減少)	35,438	244,822
その他	27,964	16,754
小計	266,839	68,943
利息及び配当金の受取額	28	122
利息の支払額	1,708	7,976
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	649	38,611
その他	10,163	3,587
営業活動によるキャッシュ・フロー	257,706	118,996
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	11,014	11,015
定期預金の払戻による収入	11,014	11,014
有形固定資産の取得による支出	1,198	16,234
無形固定資産の取得による支出	27,910	192,009
投資有価証券の取得による支出	4,587	3,967
投資有価証券の売却による収入	-	431
出資金の払込による支出	-	10
従業員に対する長期貸付けによる支出	550	-
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	385	644
敷金及び保証金の差入による支出	42	4
敷金及び保証金の回収による収入	-	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,904	211,143
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000	233,000
長期借入れによる収入	200,000	920,000
長期借入金の返済による支出	56,661	181,779
社債の発行による収入	-	100,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	135,602
自己株式の取得による支出	45	70,585
財務活動によるキャッシュ・フロー	343,293	1,136,237
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	51,681	806,097
現金及び現金同等物の期首残高	432,077	483,759
現金及び現金同等物の期末残高	483,759	1,289,856

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップを適用します。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期から適用予定であります。(なお、2021年6月期の早期適用に向けて、調査を行っております。)

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準と国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年6月期から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年6月期から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「排出クレジット償却額」、「投資有価証券売却及び評価損益(は益)」、「前渡金の増減額(は増加)」、「未払費用の増減額(は減少)」及び「未払消費税等の増減額(は減少)」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた2,693千円は「排出クレジット償却額」として、122千円は「投資有価証券売却及び評価損益(は益)」として、3,334千円は「前渡金の増減額(は増加)」として、15,871千円は「未払費用の増減額(は減少)」として、35,438千円は、「未払消費税等の増減額(は減少)」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	900,000千円	1,803,000千円
借入実行残高	200,000	553,000
差引額	700,000	1,250,000

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
給料手当	479,811千円	469,194千円
賞与引当金繰入額	18,823	15,677
減価償却費	8,462	12,008
貸倒引当金繰入額	6,549	5,495
租税公課	15,259	26,265
排出クレジット償却	2,693	134,110
おおよその割合		
販売費に属する費用	75.8%	75.0%
一般管理費に属する費用	24.2	25.0

(表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示しておりませんでした「排出クレジット償却」は、当事業年度において金額的重要性が増したため、主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度についても主要な費目として表示しております。

2. 減損損失

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

場所	用途	種類	金額
本社(福岡県福岡市薬院)	遊休資産	ソフトウェア	2,208千円

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、上記資産を使用したサービス(マチの子育てアプリ「マチカゴ」)について当初想定していた収益が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能性は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、備忘価額により評価しております。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,394,200	-	-	1,394,200
合計	1,394,200	-	-	1,394,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注)	105	24	-	129
合計	105	24	-	129

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	9,517
合計		-	-	-	-	-	9,517

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式（注）	1,394,200	4,608,600	-	6,002,800
合計	1,394,200	4,608,600	-	6,002,800

(注) 普通株式増加は、次のとおりであります。

株式分割（1株を4株に分割）による増加	4,182,600株
新株予約権の権利行使による増加	426,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式（注）	129	24,831	-	24,960
合計	129	24,831	-	24,960

(注) 普通株式増加は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	111株
株式分割（1株を4株に分割）による増加	720株
取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	24,000株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年 度末残高 （千円）
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	13,011
合計		-	-	-	-	-	13,011

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	89,667	15	2020年 6月30日	2020年 9月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金勘定	494,773千円	1,300,872千円
預入期間が3か月を超える定期預金	11,014	11,015
現金及び現金同等物	483,759	1,289,856

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、管理部門の担当者が定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2019年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	494,773	494,773	-
(2) 売掛金	1,077,420	1,077,420	-
(3) 投資有価証券	8,236	8,236	-
資産計	1,580,431	1,580,431	-
(1) 買掛金	(1,370,493)	(1,370,493)	-
(2) 未払法人税等	(34,539)	(34,539)	-
(3) 短期借入金	(200,000)	(200,000)	-
(4) 社債	-	-	-
(5) 長期借入金	(323,341)	(322,994)	346
負債計	(1,928,373)	(1,928,026)	346

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（2020年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,300,872	1,300,872	-
(2) 売掛金	3,629,445	3,629,445	-
(3) 投資有価証券	9,476	9,476	-
資産計	4,939,794	4,939,794	-
(1) 買掛金	(2,747,442)	(2,747,442)	-
(2) 未払法人税等	(303,616)	(303,616)	-
(3) 短期借入金	(433,000)	(433,000)	-
(4) 社債	(100,000)	(100,000)	(0)
(5) 長期借入金	(1,061,562)	(1,062,090)	(528)
負債計	(4,645,620)	(4,646,149)	(528)

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定の長期借入金を含んでおりません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
非上場株式 (千円)	53,500	5,000
敷金及び保証金 (千円)	348,151	640,100
合計 (千円)	401,651	645,100

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、敷金及び保証金のうち、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	494,773	-	-	-
売掛金	1,077,420	-	-	-
合計	1,572,194	-	-	-

当事業年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,300,872	-	-	-
売掛金	3,629,445	-	-	-
合計	4,930,317	-	-	-

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	-	-	-	-	-	-
長期借入金	86,658	79,992	79,992	56,681	20,018	-
合計	86,658	79,992	79,992	56,681	20,018	-

当事業年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	-	-	-	-	100,000	-
長期借入金	386,952	266,952	217,641	130,018	59,999	-
合計	386,952	266,952	217,641	130,018	159,999	-

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

前事業年度(2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年6月30日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2019年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,160	4,587	572
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,076	3,231	155
	合計	8,236	7,819	417

当事業年度(2020年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,124	721	402
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,352	10,644	2,292
	合計	9,476	11,365	1,889

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額5,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	431	11	-
合計	431	11	-

4. 保有目的を変更した有価証券

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

当事業年度において、その他有価証券の非上場株式について減損処理を行い、投資有価証券評価損48,499千円を計上しております。なお、非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
販売費及び一般管理費 (千円)	5,803	4,300

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員130名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 83,600株
付与日	2018年2月1日
権利確定条件	新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使時に至るまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	自 2018年2月1日 至 2021年9月30日
権利行使期間	自 2021年10月1日 至 2024年9月30日

(注) 2020年1月1日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	71,400
付与	-
失効	8,600
権利確定	-
未確定残	62,800
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 2020年1月1日付株式分割（普通株式1株につき4株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	15,575

(注) 2020年1月1日付株式分割（普通株式1株につき4株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 6 月30日)	当事業年度 (2020年 6 月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	3,677千円	2,190千円
未払事業税	2,505	5,197
貸倒引当金	5,050	3,837
未払社会保険料	3,184	2,936
賞与引当金	5,733	4,851
その他有価証券評価差額金	47	698
投資有価証券評価損	-	14,773
税務上の繰越欠損金	6,116	-
その他	5,548	6,312
繰延税金資産小計	31,862	40,797
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	5,721	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	11,306	25,462
評価性引当額合計	17,027	25,462
繰延税金資産合計	14,834	15,334
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	127	-
繰延税金負債計	127	-
繰延税金資産純額	14,707	15,334

(注) 評価性引当額が8,434千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金の減少があったものの、投資有価証券評価損に係る評価制引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 6 月30日)	当事業年度 (2020年 6 月30日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	1.6
住民税均等割	8.8	0.8
評価性引当額の増減	22.3	0.9
所得拡大税制税額控除	-	0.5
その他	0.7	2.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.9	31.0

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、広告事業、エネルギー事業及びメディア事業を主要事業と位置づけており、これらを基礎としたサービス別のセグメントである「広告事業」、「エネルギー事業」及び「メディア事業」を報告セグメントとしております。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、経営管理区分を一部見直したことにより、第1四半期会計期間より「メディア事業」に含めていた一部サービスを、報告セグメントに含まれない「その他」に変更しております。また、同様に全社費用の配賦方法を変更しております。

なお、前事業年度のセグメント情報は、当事業年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。当該変更による影響は軽微であります。

(3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類は、次のとおりであります。

報告セグメント	サービス名称及び内容等
広告事業	(SMART RESOURCE サービス) 広報紙広告・バナー広告等
	(SMART CREATION サービス) マチレット、mamaro
エネルギー事業	GENEWAT
メディア事業	ジチタイワークス、BtoGマーケティング、自治体クリップ

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報
前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	財務諸表 計上額 (注)3
	広告	エネルギー	メディア	計				
売上高								
外部顧客への売上高	2,347,331	1,411,907	102,833	3,862,072	387	3,862,460	-	3,862,460
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2,347,331	1,411,907	102,833	3,862,072	387	3,862,460	-	3,862,460
セグメント利益又は損 失()	283,682	94,088	11,032	388,802	4,568	384,234	297,207	87,026
セグメント資産	1,122,198	911,020	33,403	2,066,622	25	2,066,648	677,341	2,743,990
その他の項目								
減価償却費	3,795	-	-	3,795	564	4,359	4,722	9,082
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	20,710	5,050	-	25,760	-	25,760	3,787	29,547

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主にマチイロ・マチカゴなどのサービスを含んでおります。

2. 調整額の内容は下記のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額 297,207千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用297,207千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額677,341千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産677,341千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに配分していない現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
- (3) その他の項目の減価償却費の調整額4,722千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用4,722千円であります。
- (4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,787千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産3,787千円であります。

3. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント負債は、経営資源の配分の決定及び業績の評価に使用していないため、記載しておりません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	広告	エネルギー	メディア	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,987,449	12,277,425	133,707	14,398,582	9,322	14,407,904	-	14,407,904
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,987,449	12,277,425	133,707	14,398,582	9,322	14,407,904	-	14,407,904
セグメント利益又は損 失()	314,176	1,068,656	40,100	1,422,933	11,643	1,411,289	390,707	1,020,582
セグメント資産	834,602	4,180,682	60,180	5,075,465	31	5,075,497	1,444,086	6,519,583
その他の項目								
減価償却費	7,380	-	-	7,380	-	7,380	5,340	12,720
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	16,911	175,500	-	192,411	-	192,411	18,470	210,881

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主にマチイロ・マチカゴなどのサービスを含んでおります。

2. 調整額の内容は下記のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額 390,707千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 390,707千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,444,086千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産1,444,086千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに配分していない現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
- (3) その他の項目の減価償却費の調整額5,340千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 5,340千円であります。
- (4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額18,470千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産18,470千円であります。

3. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント負債は、経営資源の配分の決定及び業績の評価に使用していないため、記載しておりません。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報へ同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が存在しないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書上の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	広告	エネルギー	メディア	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	2,208	-	2,208

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり純資産額	92円92銭	208円57銭
1株当たり当期純利益	13円55銭	117円97銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	13円35銭	109円33銭

(注) 1. 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	75,576	665,005
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	75,576	665,005
普通株式の期中平均株式数(株)	5,576,376	5,637,136
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	86,232	445,255
(うち新株予約権(株))	(86,232)	(445,255)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	株式会社ホープ 2017年度第2回新株予約権(新株予約権の数695個)及び株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権(新株予約権の数1,185個)。	-

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による新株予約権の発行について

当社は、2020年8月11日開催の取締役会において、第三者割当による第7回新株予約権の発行を決議いたしました。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりであります。

株式会社ホープ第7回新株予約権

(1) 新株予約権の割当日

2020年9月2日

(2) 発行する新株予約権の総数

4,000個

(3) 新株予約権の発行価格

1個当たり1,352円(総額5,408,000円)

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400,000株

(5) 資金調達額(差引手取概算額)

1,978,408,000円

(内訳)

本新株予約権の発行による調達額	5,408,000円
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額	1,982,000,000円
発行諸費用の概算額	9,000,000円
差引手取概算額	1,978,408,000円

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件

当初行使価額 4,955円

上限行使価額 なし

下限行使価額 2,973円

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

(7) 募集又は割当方法(割当予定先)

みずほ証券株式会社に対する第三者割当方式

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の行使期間

2020年9月3日から2022年9月2日まで

(10) 資金の使途

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
エネルギー事業の運転資金(電力調達)	1,478,408	2020年9月~2021年6月
エネルギー事業における差入保証金	500,000	2020年9月~2022年3月
合計	1,978,408	-

(11) その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約(以下「本割当契約」)を締結しております。本割当契約において、割当予定先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された60取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できること、及び割当予定先は、本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができないこと等が定められています。

2. 有償ストック・オプション（新株予約権）の発行について

当社は、2020年8月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、株式会社ホープ第8回新株予約権を発行することを決議し、2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき付与いたしました。

なお、新株予約権の内容については、以下のとおりであります。

株式会社ホープ第8回新株予約権

- (1) 新株予約権の割当日
2020年9月1日
- (2) 発行する新株予約権の総数
600個（新株予約権1個につき100株）
- (3) 新株予約権の発行価格
1個当たり2,076円（総額1,245,600円）
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式60,000株
- (5) 新株予約権の行使時の払込金額
1株当たり4,955円
- (6) 新株予約権の行使期間
2021年10月1日から2025年9月30日まで
- (7) 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、当社の2021年6月期から2023年6月期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成しない場合は、損益計算書とする。）における営業利益に新株予約権に関連する株式報酬費用の金額を加算した金額（以下、「基準営業利益」という。国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。以下同じ。）の水準が下記に掲げる各金額以上となった場合、当該各年度の有価証券報告書の提出日以降において行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ下記に定める割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合又は基準営業利益が以下に定める水準に満たない場合には行使できないものとする。

- イ 2021年6月期の基準営業利益が15億円以上の場合：割当個数の25%
- ロ 2022年6月期の基準営業利益が20億円以上の場合：割当個数の50%
- ハ 2023年6月期の基準営業利益が33億円以上の場合：割当個数の100%

新株予約権者は、上記の条件に関わらず、2021年6月期の基準営業利益が20億円以上となった場合に、当該有価証券報告書の提出日以降全ての新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 子会社の設立

当社は、2020年9月14日開催の取締役会において、エネルギー事業にかかる完全子会社を設立することを決議いたしました。

(1) 子会社設立の目的

当社は、2018年3月に小売電気事業の登録、エネルギー事業への参入を果たした後、2019年6月期から同事業が本格拡大し、その後も当社の成長エンジンとして、業績をけん引し今日に至っております。

現在我が国では、エネルギー問題、地球温暖化問題などを背景に、それまでの化石燃料に頼ったエネルギー政策からクリーンエネルギーの普及促進へシフトしており、これは地方創生の中核的な役割を担う自治体においても重要なテーマになっております。

このような状況下、エネルギー事業にかかる子会社を設立し、以下について目指していくものになります。

機動性の確保

事業規模が拡大していく中において、エネルギー事業の機動性を高め、さらなる拡大や事業上の取引、エネルギー関連の新サービスの開発を推進すること

クリーンエネルギーへの対応

対象顧客（需要家）のすみ分けを行う等、親子間でのクリーンエネルギーへの役割分担を明確にすることでクリーンエネルギー対応コストの合理化を進めるとともに、再生可能エネルギー由来の電力の自治体への展開を強化し、ひいては日本全国の自治体へクリーンエネルギーの需要喚起を推進すること

テクノロジー活用の推進

人工知能や機械学習を活用した市場価格や需要の予測に関する分析及び研究開発を推進すること

(2) 子会社の概要

会社名	株式会社ホープエナジー
本社所在地	福岡市中央区薬院一丁目14番5号
資本金	10百万円
事業の内容	電気、ガス等のエネルギーの売買に関する業務 上記に関するAI技術の研究等
設立予定年月日	2020年10月22日
出資比率	当社100%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,771	3,123	-	9,895	5,462	242	4,433
車両運搬具	1,737	-	-	1,737	1,079	328	657
工具、器具及び備品	17,296	13,116	1,556	28,857	15,599	4,745	13,257
有形固定資産計	25,806	16,240	1,556	40,490	22,141	5,316	18,349
無形固定資産							
ソフトウェア	29,152	39,851	-	69,003	31,752	7,404	37,251
ソフトウェア仮勘定	20,710	-	20,710	-	-	-	-
その他	2,356	175,500	134,110	43,745	-	-	43,745
無形固定資産計	52,219	215,351	154,821	112,749	31,752	7,404	80,997

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	返済期限
第1回無担保社債	2020年2月25日	-	100,000	0.12	なし	2025年2月25日
合計	-	-	100,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	433,000	0.59	-
1年以内に返済予定の長期借入金	86,658	386,952	0.55	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	236,683	674,610	0.56	2021年～2024年
合計	523,341	1,494,562	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	266,952	217,641	130,018	59,999

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	16,579	6,166	9,475	670	12,599
賞与引当金	18,823	15,927	18,573	250	15,927

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は債権の回収による戻入額であります。
2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は未支給による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、不動産賃借契約の敷金計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	117
預金	
当座預金	42,047
普通預金	1,247,481
定期預金	11,015
定期積金	210
小計	1,300,754
合計	1,300,872

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東日本高速道路(株)	68,009
国立大学法人 旭川医科大学	67,743
札幌市役所	53,698
公益財団法人 広島県下水道公社	42,103
(株)水みらい広島	40,550
その他	3,357,339
合計	3,629,445

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 366
1,077,420	15,810,327	13,258,302	3,629,445	78.51	54.48

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれておりません。

八．商品及び製品

品目	金額(千円)
広告枠	472,807
広告原稿	4,067
その他	5
合計	476,879

二．仕掛品

品目	金額(千円)
冊子制作	565
合計	565

ホ．貯蔵品

品目	金額(千円)
切手、収入印紙等	187
合計	187

固定資産

イ．敷金及び保証金

品目	金額(千円)
敷金	25,375
営業保証金	614,725
合計	640,100

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
札幌市	98,110
兵庫県	56,650
神奈川県	52,866
大阪府	43,714
大日本印刷㈱	31,279
その他	2,464,821
合計	2,747,442

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,897,977	4,832,217	8,082,069	14,407,904
税引前四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()(千 円)	55,092	42,569	75,958	963,924
四半期(当期)純利益又は四 半期純損失()(千円)	61,123	50,236	50,361	665,005
1株当たり四半期(当期)純 利益又は四半期純損失() (円)	10.96	9.01	9.03	117.97

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ()(円)	10.96	1.95	18.04	105.57

(注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	事業年度終了後3か月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.zaigenkakuho.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第26期（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日） 2019年9月27日福岡財務支局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第26期（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日） 2019年9月27日福岡財務支局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第27期第1四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月14日福岡財務支局長に提出。

（第27期第2四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月14日福岡財務支局長に提出。

（第27期第3四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日） 2020年5月15日福岡財務支局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

・2020年5月13日福岡財務支局長に提出。

（第27期第1四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

・2020年5月13日福岡財務支局長に提出。

（第27期第2四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(5) 有価証券届出書（新株予約権の発行）及びその添付書類

・2020年8月11日福岡財務支局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類

・2020年8月17日福岡財務支局長に提出。

2020年8月11日提出の有価証券届出書（新株予約権の発行）に係る訂正届出書であります。

(7) 臨時報告書

・2020年8月11日福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(8) 臨時報告書の訂正報告書

・2020年8月17日福岡財務支局長に提出。

2020年8月11日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正臨時報告書であります。

(9) 自己株券買付状況報告書

・自己株券買付状況報告書（自 2020年5月1日 至 5月31日） 2020年6月3日福岡財務支局長に提出。

・自己株券買付状況報告書（自 2020年6月1日 至 6月30日） 2020年7月3日福岡財務支局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年9月25日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西元 浩文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 圭輔 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホープの2019年7月1日から2020年6月30日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープの2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホープの2020年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ホープが2020年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。